

議案第42号

葛飾区市街地整備用地取得基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

基金の名称及び目的を改めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区市街地整備用地取得基金条例の一部を改正する条例

葛飾区市街地整備用地取得基金条例（平成元年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葛飾区用地取得基金条例

第1条中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業その他の市街地整備事業に必要な」を「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある」に、「葛飾区市街地整備用地取得基金」を「葛飾区用地取得基金」に改める。

第2条第2項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。